

**改正**

平成26年6月27日告示第108号

平成26年9月29日告示第137号

平成29年6月28日告示第120号

令和2年6月26日告示第137号

松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱（平成21年国住備第159号国土交通省住宅局長通知）に定める住宅・建築物耐震改修事業に基づき、地震に対する建築物の安全性の確保の促進に資するため、松浦市に存在する建築物（国、地方公共団体及びこれに準ずるものの所有するものを除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する当該建築物の所有者等に対し、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条の規定による特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物
- (2) 耐震診断 耐震改修促進法第4条第2項第3号の規定により定められた方法による診断
- (3) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 所有者
  - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体、同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人
  - ウ ア又はイとの契約等により補助対象建築物の管理を行っている者
- (4) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第22条第2項の規定に基づく耐震診断講習会又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行

規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習その他これと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を受講した者及び当該一級建築士が所属する同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所

- (5) 耐震判定委員会 一般社団法人長崎県建築士事務所協会耐震診断判定委員会又は耐震診断内容が適切であるかを判断するため学識経験者等で構成される一般財団法人日本建築防災協会等に登録された委員会

(対象建築物)

**第3条** 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 松浦市内にある民間建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された建築物であること。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断を実施しようとする前条の建築物の所有者等で、市税（市外申請者においては、住所地の市町村税及び松浦市に納付すべき税）を滞納していない者とする。

(補助金額等)

**第5条** 市長は、補助対象者に対し、耐震診断に要した費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、耐震診断に要した費用の3分の2の額とし、その額が157万円を超えるときは、157万円とする。（1,000円未満の端数は切捨てる。）

3 前2項に規定する耐震診断に要した費用の限度額は次の各号とする。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡
- (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡
- (3) 面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡

(補助金の申請)

**第6条** 補助対象者は、耐震診断者と耐震診断の契約を締結する前に、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）2部を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等、補助対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 建基法第6条第1項の規定による確認済証の写し又はその交付を受けていることの証明書

- (3) 第4条に規定する市税に関する納税証明書
- (4) 案内図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書の提出があった場合は、交付申請書1部を知事に送付するものとする。

(交付の決定)

**第7条** 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

**第8条** 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震診断の着手)

**第9条** 補助事業者は、交付決定通知書を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断に着手するとともに、着手後直ちに松浦市民間建築物耐震化支援事業着手届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

**第10条** 補助事業者は、第6条の申請を取り下げようとするときは、速やかに松浦市民間建築物耐震化支援事業取下届（様式第4号。以下「取下届」という。）2部を市長に届け出なければならない。

2 市長は、取下届の提出があった場合は、取下届1部を知事に送付するものとする。

(変更交付申請等)

**第11条** 補助事業者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更交付申請書」という。）2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請書の提出により、当該申請に係る交付決定の内容を変更する必要が生じたときは、変更の決定をし、補助事業者に対し松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、変更交付申請書の提出があった場合は、変更交付申請書1部を知事に送付するものとする。

(完了実績報告)

**第12条** 補助事業者は、事業が完了したときは、松浦市民間建築物耐震化支援事業完了実績報告書(様式第7号。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物耐震診断結果報告書
- (2) 建築物耐震診断費用明細書
- (3) 耐震判定委員会発行の耐震診断判定書
- (4) 建築物耐震診断費用を支払ったことを証する領収書又はその写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了検査)

**第13条** 市長は、完了実績報告書の提出を受けたときは、速やかに書類検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、当該事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金額の確定)

**第14条** 市長は、完了実績報告書の内容が適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第15条** 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第16条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 耐震診断を取りやめたとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

**第17条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

**第18条** 補助事業者は、補助対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

**第19条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年告示第108号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第5号の規定（「財団法人日本建築防災協会等」を「一般財団法人日本建築防災協会等」に改める部分に限る。）は、平成24年4月1日から適用する。
- 3 この告示による改正後の要綱第2条第5号の規定（「社団法人長崎県建築士事務所協会耐震診断判定委員会」を「一般社団法人長崎県建築士事務所協会耐震診断判定委員会」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から適用する。

**附 則** (平成26年告示第137号)

この告示は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成29年6月28日告示第120号)

この告示は、告示の日から施行する。

**附 則** (令和2年6月26日告示第137号)

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

松浦市長

様

申請者 住 所

氏 名



電話番号

法人の場合は法人の住所

地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付申請書

松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 金 額		円	
建 築 物	名 称		
	所 在 地		
	建築確認日・番号	年 月 日・第 号	
	用 途		
	構 造	W S RC SRC その他( )	
	規 模	地上 階 ・ 地下 階	
建築面積		延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
設 計 図 書		意 匠 図 ( 有 ・ 無 ・ 一部有 )	
		構 造 図 ( 有 ・ 無 ・ 一部有 )	
		構造計算書 ( 有 ・ 無 ・ 一部有 )	
診 断 機 関 名			
過去の耐震診断の有無		( 有 ・ 無 )	
添 付 書 類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費が確認できる書類の写し</li> <li>・建築基準法の規定による確認済証の写し又はその交付を受けていることの証明書</li> <li>・納税証明書</li> <li>・案内図</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	

松浦市指令 第 号  
年 月 日

様

松浦市長 

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。なお、この通知を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断に着手するとともに、着手後直ちに松浦市民間建築物耐震化支援事業着手届(様式第3号)により届け出てください。

記

- 1 建築物の場所
- 2 建築物の所有者等
- 3 この補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、この補助事業の内容の変更によりこの補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

- 4 その他 申請書記載のとおり

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

法人の場合は法人の住所

地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業着手届

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金の交付決定通知があった下記建築物について、年 月 日より耐震診断に着手しましたので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助対象建築物  
所有者等住所  
所有者等氏名  
名 称  
所 在 地

2 診断機関

3 調査期間

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者 住 所  
氏 名  
電話番号



法人の場合は法人の住所  
地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業取下届

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金の交付決定通知があった下記建築物について、次のとおり取り下げたいので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額 円

2 補助対象建築物  
所有者等住所  
所有者等氏名  
名 称  
所 在 地

3 取り下げる理由

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
法人の場合は法人の住所  
地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金の交付決定通知があった下記建築物について、下記のとおり変更交付を受けたいので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象建築物  
所有者等住所  
所有者等氏名  
名 称  
所 在 地

2 変更交付申請額 千円  
前回交付決定額 千円  
変更増減額 千円

3 変更内容

4 変更理由

松浦市指令 第 号  
年 月 日

様

松浦市長 

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金の変更については、次のとおり交付することに決定しましたので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 建築物の場所
- 2 建築物の所有者等
- 3 変更に係る補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	既交付決定時	千円
	変更増減額	千円
	変更交付決定時	千円

補助金の額	既交付決定額	千円
	変更増減額	千円
	変更交付決定額	千円

- 4 その他 申請書記載のとおり

年 月 日

松浦市長

様

補助事業者 住 所  
氏 名  
電話番号



法人の場合は法人の住所  
地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業完了実績報告書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金の交付決定通知があった 年度松浦市民間建築物耐震化支援事業が完了しましたので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助対象建築物	名 称		
	所 在 地		
	建築確認日・番号	年 月 日・第	号
	用 途		
	構 造	W S RC SRC その他( )	
	規 模	地上 階 ・ 地下 階	
建築面積		延べ面積	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
完 了 年 月 日	年 月 日		
交 付 決 定 額	円		
経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円		
診 断 機 関 名			
添 付 書 類			

松浦市指令 第 号  
年 月 日

様

松浦市長 

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった 年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので、松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 建築物の場所
- 2 建築物の所有者等
- 3 交付決定額
- 4 交付確定額

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者 住 所  
氏 名  
電話番号



法人の場合は法人の住所  
地、名称、代表者の氏名

年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で額の確定通知があった  
年度松浦市民間建築物耐震化支援事業補助金を、次のとおり交付されるよう、松浦  
市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、請求します。

記

- 1 交 付 確 定 額 円
- 2 交 付 請 求 額 円
- 3 建 築 物 の 場 所
- 4 建 築 物 の 所 有 者 等

振込先

金融機関名		本店・出張所・支店	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	口座名義人(フリガナ)	